

神戸市放課後児童クラブ（学童保育）利用料債権回収

債権回収等業務委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	甲は、納入義務者から乙に支払いがあった金額（甲の督促によらずに納入義務者から委託債権の支払を甲が受けたものを含む。）に25%を乗じて得た額（消費税及び地方消費税の額を別途付加する。1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、委託料として乙に半期ごとに支払う。 なお、上記の際、乙は、契約締結日から半期ごとの各期間に収納した額に基づき、神戸市に請求するものとする。
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	なし
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	第43条 甲は、契約締結の翌年度以降において歳入歳出予算のこの契約に係る委託料の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。 2 乙は、前項の規定により甲がこの契約を変更又は解除した場合、違約金、損害賠償金を甲に請求することができない。
7 担保期間（第13条）	

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

印

乙

印